

令和2年(ヨ)第386号 原子力発電所運転差止仮処分命令申立事件
裁判官 内藤裕之 一原友彦 相澤千尋 (決定日 令和3年3月17日)

決 定 要 旨

1 事案の概要

本件は、高浜発電所、大飯発電所及び美浜発電所から約15kmないし約120kmの範囲に居住する債権者らが、上記各原子力発電所(以下「本件各原発」という。)において原子炉(高浜発電所1号機ないし4号機、大飯発電所3号機及び4号機並びに美浜発電所3号機。以下「本件各原子炉」という。)を設置する債務者に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況の下では、本件各原発において原子力事故が発生した際に円滑に避難できないために放射線に被曝することにより債権者らの人格権が侵害される具体的危険があるとして、人格権に基づく妨害排除請求権に基づき、本件各原子炉の運転を仮に差し止めることを命じる仮処分を求める事案である。

2 主文

- (1) 本件申立てを却下する。
- (2) 申立費用は債権者らの負担とする。

3 判断要旨

国際原子力機関や原子力規制委員会の新規制基準における深層防護の概念ないし同概念に基づく安全設計は、飽くまでも予防的な観点から防護を確実にするために求められるものであって、第5層の防護(放射性物質が原子力施設外に放出されることを前提とした避難計画)に不備があれば即座に地域住民に放射線被害が及ぶ危険が生じるということの意味するものであるとは認められない。本件各原発が稼働することにより債権者らが安全に避難できずに放射線被害が発生するといった人

格権侵害に対する具体的危険があるといえるためには、避難計画の不備のみでは足りず、その前提として、債権者らが避難を要するような、本件各原発の外に放射性物質が放出される事故が発生する具体的危険を主張し、個別具体的に疎明する必要があるというべきであるところ、本件においては、本件各原発において債権者らが避難を要するような事故が発生する具体的危険性に関する主張及び疎明があるとはいえず、債権者らの本件申立ては理由がない。

以 上